

『平成30年分の所得税・復興特別所得税確定申告』 『平成31年度市・道民税申告』の受け付けが始まります

公的年金等の収入金額が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は確定申告が不要ですが、源泉徴収された税額の還付を受ける場合は確定申告をする必要があります。

また、確定申告が不要な方であっても、市・道民税の申告をすることで扶養控除や社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除などを追加することができますので、詳しくは税務グループにお問い合わせください。

登別市受付

場 所	月 日	受付時間	申告区分
市役所 1 階 6 番窓口	1 月 7 日(月)～21日(月) (土・日曜日、祝日を除く)	9 時～11 時 30 分 13 時～16 時 30 分 (2 月 17 日(日)・ 24 日(日)は 15 時 30 分まで)	確定申告、 市・道民税申告
	2 月 17 日(日)・24 日(日)		
市役所 3 階 第 1 会議室	1 月 22 日(火)～3 月 15 日(金) (土・日曜日、祝日を除く)		
鷺別公民館	2 月 18 日(月)～20 日(水)		
婦人センター	2 月 25 日(月)・26 日(火)		
登別温泉ふれあいセンター	3 月 1 日(金)		

※市・道民税申告と所得税が還付となる確定申告は 1 月 7 日(月)から受け付けます。2 月中旬から混雑が予想されますので、書類が揃い次第、早めの申告をお願いします。

室蘭税務署受付

場 所	月 日	受付時間	申告区分
室蘭税務署 室蘭地方合同庁舎 2 階	1 月 4 日(金)～3 月 15 日(金) (土・日曜日、祝日を除く)	9 時～16 時	確定申告

※所得税の納税が必要な方の確定申告受付期間は、2 月 18 日(月)から 3 月 15 日(金)までです。

申告に必要なもの

印鑑（シャチハタ不可）、マイナンバーカード（個人番号カード）または番号確認書類と身元確認書類、前年の収入金額を証明する書類（原本）、各保険料控除証明書類、障害者手帳、預貯金通帳（還付金が発生する場合）など
※確定申告書は、国税庁ウェブサイトの『確定申告書等作成コーナー』で作成することができ、送付または電子申告（e-Tax）で提出できます。

▶申告書にはマイナンバーの記載が必要です

- ・マイナンバーカードをお持ちの方
…マイナンバーカードをお持ちください
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方
…番号確認書類と身元確認書類が一つずつ必要です

番号確認書類

- ・個人番号通知カード
- ・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるもの）

+

身元確認書類

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・在留カード など

※控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者がいる方は、それぞれのマイナンバーが確認できるものも持参してください。

医療費控除を受けられる方へ

必ず『医療費控除の明細書』を作成の上、お越しください。医療費控除の明細書の参考様式は、税務グループ（市役所 1 階 6 番窓口）や各支所に備え付けてあります。

また、医療費通知（健康保険組合などが発行する『医療費のお知らせ』など）を『医療費控除の明細書』として利用できます。

※医療費の領収書は提出不要ですが、税務署から求められたときに提示または提出しなければならないため、領収書は 5 年間保存する必要があります。

国民健康保険・後期高齢者医療制度の医療費通知についてのお知らせ

平成30年 1 月～7 月診療分の医療費通知では、重度心身障害者・ひとり親家庭等・子ども医療費助成制度の受給者証を使用する前の自己負担額を掲載しているため、実際の自己負担額（受給者証使用後の自己負担額）に訂正して申告する必要があります。

問い合わせ 税務グループ（☎⁸⁵ 1 1 5 5）、室蘭税務署（☎²² 4 1 5 1）